

天理よろづ相談所病院 公的研究費内部監査要領

(趣旨)

1. 厚生労働省決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、天理よろづ相談所病院（以下、「当院」）における公的研究費の内部監査に関する事項を定める。

(対象)

2. 本要領の対象となる公的研究費は、「天理よろづ相談所病院 公的研究費取扱規則」の適用を受ける研究費（以下、研究費）という。）とする。

(内部監査部門)

3. 最高管理責任者である院長の直轄的な組織として内部監査部門を設置し、コンプライアンス推進責任者を監査責任者とする。また、監査を担当する者は次に掲げる者とする。
 - (1) コンプライアンス推進責任者
 - (2) 法人財務に関わる者
 - (3) 事務局に所属し、かつ、公的研究費の執行業務に携わっていない者
 - (4) その他院長が必要と認める者

(監査区分)

4. 公的研究費の内部監査を以下のとおり区分する。
 - (1) 公的研究費の通常監査（以下、「通常監査」という。）
 - (2) 公的研究費の特別監査（以下、「特別監査」という。）
 - (3) 公的研究費のリスクアプローチ監査（以下、「リスクアプローチ監査」という。）
 - (4) 臨時監査

(監査対象等)

5. 第4号に定める各内部監査の対象は以下の通りとし、監査対象年度は、当該監査を実施する年度の前年度とする。また、監査対象の抽出はコンプライアンス推進責任者が行う。抽出方法として、全ての監査対象に抽出の機会が与えられることを目的とし、任意抽出法を用いる。この方法において定型化した手法を利用しないが、全ての監査対象に抽出の機会があるようにする。
 - (1) 通常監査
当院において、公的研究費の交付を受けている研究種目から、研究課題数の概ね10%を対象とする。
 - (2) 特別監査
通常監査の対象となったもののうち、概ね10%以上を対象とする。
 - (3) リスクアプローチ監査
当院において、公的研究費の交付を受けている研究種目から、研究課題数の概ね10%を対象とする。
 - (4) 臨時監査

(監査方法)

6. 前号に定める監査は年1回以上実施することとし、内部監査部門が行う。監査方法は以下のとおりとし、公的研究費の運営・管理に関わる事務局は、内部監査室からの要請に基づき、監査のためのデータ又は帳票類を提供するものとする。また、監査項目及び項目ごとの点検事項・監査項目及び項目ごとの点検事項は、別表に定める。

(1) 通常監査

各種申請書、証拠書類等の書類確認により監査する。監査の結果、研究費の執行状況に疑義が生じた場合は、研究代表者、取引業者関係者へのヒアリングを行うことができる。

(2) 特別監査

各種申請書、証拠書類等の書類確認に加えて、物品の納品確認等の事実確認を行い、より詳細に監査する。監査の結果、監査担当部署が必要と判断した場合は、研究代表者、取引業者へのヒアリングを行うことができる。

(3) リスクアプローチ監査

不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

(ア) 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出し、先方に確認するとともに、出勤簿に照らし合わせて確認する。

(イ) 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出し、出張の目的や概要についてヒアリングを行う。

(ウ) 非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態（勤務内容、勤務時間等）についてヒアリングを行う。

(エ) 研究者の一部を対象に、納品後の物品等（換金性の高い物品等）の現物確認

(オ) 研究者の一部を対象に、取引業者の帳簿との突合で、架空発注がないかの確認

(監査担当者の義務)

7. 監査担当者は次の事項を遵守しなければならない。

(1) 監査担当者は、業務上知り得た事項は、正当な理由なくして他に漏洩してはならない。

(2) 監査は、事実に基づいて行い、常に公正に判断されなければならない。

(監査報告)

8. 内部監査部門は、監査結果を統括管理責任者に報告する。統括管理責任者は監査結果を検討した上で、必要に応じて監事あるいは公認会計士の追加監査を要請することができる。統括管理責任者は、追加監査を要請した場合はその結果も含めて、最終的な監査結果を最高管理責任者に報告する。

(監査報告の取扱い)

9. 監査報告の取りまとめ結果については、コンプライアンス教育の一環として、院内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。

(改廃)

10. 本要領の改廃は、公益財団法人天理よろづ相談所常務会の議決を経るものとする。

附 則

この規則は平成29年9月15日より施行する。